

宮竹一・二丁目自治会公民館施設利用の注意事項

1. 原則として、休館日は第 4 日曜日午前及び年末年始とする。
2. 次の各項に該当する時は使用を許可しない。
 - ① 公の秩序又は善良な風紀を乱す恐れがあると認めるとき。
 - ② 営利を目的としたとき。
 - ③ 特定の政治、宗教等の活動を目的とするものと認めるとき。
 - ④ 施設、付属設備及び器具等を損壊または滅失する恐れがあると認めるとき。
 - ⑤ 管理上支障があると認めるとき。
3. 使用にあたって特別な設備、器具を設置し施設の現状を変更するときは、あらかじめ自治会長の許可を得る。
4. 使用の権利を転供、譲渡したりすることはできない。
5. 館内及び敷地内禁煙とする。
6. 火気を使用した場合は、取り扱いに充分注意すること。
7. 風紀を乱し、騒音を発することにより、他人に迷惑をかけないこと。
8. 建物、設備、備品等を損傷又は紛失した場合は、損害賠償しないルはならない。
万一誤って損傷した場合は自治会にその旨報告すること。
9. 備品を公民館外に持ち出さないこと。
10. 使用後は清掃を行い、各自出したゴミは必ず持ち帰ること。
11. 使用時間内にテーブル、椅子、座布団など使用前の状態に戻しておくこと。
12. 使用後は、「使用記録簿」に所要事項を記入すること。
13. 戸締りを確認し「使用記録簿」と鍵を公民館総務又は鍵保管者へ返却する。

以上、注意事項を遵守し同意したうえで申請して下さい。

公民館利用申込専用ダイヤル 080-2610-5337